

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成24年9月13日(2012.9.13)

【公表番号】特表2010-505480(P2010-505480A)

【公表日】平成22年2月25日(2010.2.25)

【年通号数】公開・登録公報2010-008

【出願番号】特願2009-530808(P2009-530808)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/28 (2006.01)

A 6 1 L 27/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/28

A 6 1 L 27/00 F

A 6 1 L 27/00 G

【誤訳訂正書】

【提出日】平成24年7月19日(2012.7.19)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

骨の再生の目的で3次元的に構成した足場であって、該足場は、少なくとも1種類の非生体性の足場材料から成る纖維状足場材料と、該纖維状足場材料に取り囲まれる介在空間とからなり、

前記足場材料は生体適合性を有するとともに、力の作用に依存して所定の制御された方法で膨張及び／又は収縮可能であり、

また前記足場材料は細胞接着特性を有するとともに、力の作用に依存して所定の制御された方法でその初期体積を変化させることを可能とする特徴とする足場。

【請求項2】

前記初期体積が、前記足場の前記介在空間を、液体、特に好ましくは生体分子及び／又は細胞を含有する液体、最も好ましくは血液で充填することにより増大させることを可能とすることを特徴とする請求項1記載の足場。

【請求項3】

前記足場が、成形体、すなわちケーシング、巻き付け用の糸又は接着剤を有し、この成形体が存在するために、前記足場が初期体積の膨張又は圧縮された状態になり、また前記初期体積が成形体、すなわちケーシング、巻き付け用の糸又は接着剤の除去によって変化することを可能とする特徴とする請求項1又は2記載の足場。

【請求項4】

前記成形体、すなわちケーシング、接着剤及び／又は巻き付け用の糸の材料が、フィブリン、コラーゲン、少なくとも一種類の多糖類及びこれらの混合物から構成される群から選択されることを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載の足場。

【請求項5】

前記足場材料が、ポリグリコール酸、ポリ乳酸、ポリ(-カプロラクトン)、ポリ(-ヒドロキシブチレート)、ポリ(p-ジオクサン)、ポリアンヒドリド又はこれらの混合物から成る群から選択される1種類の材料を含有することを特徴とする請求項1乃至4のいずれか1項に記載の足場。

【請求項 6】

前記足場材料が、ポリグリコール酸、ポリ乳酸、ポリ(ε-カプロラクトン)、ポリ(ε-ヒドロキシブチレート)、ポリ(p-ジオクサン)、ポリアンヒドリド又はこれらの混合物から成る群から選択される1種類の材料から構成されることを特徴とする請求項1乃至5のいずれか1項に記載の足場。

【請求項 7】

前記足場材料が、ポリグリコール酸及びポリ乳酸から構成されることを特徴とする請求項1乃至6のいずれか1項に記載の足場。

【請求項 8】

前記足場材料が、異方性を有することを特徴とする請求項1乃至7のいずれか1項に記載の足場。

【請求項 9】

前記足場材料が、纖維複合材料の纖維を含有していることを特徴とする請求項1乃至8のいずれか1項に記載の足場。

【請求項 10】

前記足場材料の前記纖維状足場材料が、50μm乃至3000μmの厚みを有することを特徴とする請求項1乃至9のいずれか1項に記載の足場。

【請求項 11】

前記介在空間が孔として形成されていることを特徴とする請求項1乃至10のいずれか1項に記載の足場。

【請求項 12】

前記介在空間が0.5μm乃至5μmの径を有することを特徴とする請求項1乃至11のいずれか1項に記載の足場。

【請求項 13】

前記介在空間が5μm乃至25μmの径を有することを特徴とする請求項1乃至12のいずれか1項に記載の足場。

【請求項 14】

前記介在空間が100μm乃至1000μmの径を有することを特徴とする請求項1乃至13のいずれか1項に記載の足場。

【請求項 15】

前記介在空間の一部が0.5μm乃至5μmの径を有し、前記介在空間の一部が5μm乃至25μmの径を有し、前記介在空間の一部が100μm乃至1000μmの径を有することを特徴とする請求項1乃至11のいずれか1項に記載の足場。

【請求項 16】

前記足場材料が生分解性を有することを特徴とする請求項1乃至15のいずれか1項に記載の足場。

【請求項 17】

請求項1乃至16のいずれか1項に記載の2以上の足場から構成されることを特徴とする粒状物。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0019

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0019】

本発明との関連において、「足場(Geruest)」という概念は、3次元に構成した物体として理解される。この足場には、足場材料から構成される纖維状足場材料及びこの纖維状足場材料の間の介在空間も含まれる。纖維状足場材料は、足場の形状、外縁部の形状ならびにサイズを決定し、3次元の構造体(足場)となるように設計及び構成するものである。この3次元の構造体は、所定の体積を明確にすると共に、纖維状足場材料間に

介在空間を有するものである。この介在空間とは例えば、孔、空洞、空隙、或いは空洞状の空間である。足場の体積は、好ましくは足場の構造上の特性を変化することなく、たとえば足場材料を除去したり添加したりすることなく、力の作用によって可変であり、たとえば可塑的或いは弾性的に可変である。かかる足場は、たとえば網状組織、多孔質のクッション、海綿体、或いはマトリックスの形状で存在することが可能である。